［略］	
岡崎医療刑務所　西日本成人矯正医療センター　北九州医療刑務所	［略］
［略］	

２　［略］

（処遇部及び矯正処遇部の所掌事務）

第十条　［略］

［一～三　略］

四　鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに社会復帰支援その他の保護に関すること（分類審議室若しくは分類部又は分類教育部が置かれる刑務所等を除く。）。

五　［略］

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［略］

２　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　千葉刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　神戸刑務所　和歌山刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	［略］	
［略］		

（分類審議室及び分類部の所掌事務）

第十五条　分類審議室及び分類部は、鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに社会復帰支援その他の保護に関する事務をつかさどる。

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［略］		
西日本成人矯正医療センター	［略］	
［略］		

［同上］	
岡崎医療刑務所　大阪医療刑務所　北九州医療刑務所	［同上］
［同上］	

２　［同上］

（処遇部及び矯正処遇部の所掌事務）

第十条　［同上］

［一～三　同上］

四　鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに保護に関すること（分類審議室若しくは分類部又は分類教育部が置かれる刑務所等を除く。）。

五　［同上］

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［同上］

２　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　千葉刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	［同上］	
［同上］		

（分類審議室及び分類部の所掌事務）

第十五条　分類審議室及び分類部は、鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに保護に関する事務をつかさどる。

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［同上］		
大阪医療刑務所	［同上］	
［同上］		